

監査報告書

令和5年6月23日

公立大学法人九州歯科大学
理事長 西原 達次 殿

公立大学法人九州歯科大学
監事 高橋 直人

監事 富下 博文

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項に基づき、公立大学法人九州歯科大学の令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処分に関する書類(案)、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書)、事業報告書及び決算報告書について監査いたしました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

理事会に出席して、法人としての重要な意思決定ならびに理事長・学長及び理事(以下「役員」という。)から中期目標の達成に向けた取組状況を含む職務の執行状況を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて各責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面、証拠書類の査閲によりこれを確かめました。

さらに、役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正さを確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)の整備状況等について職員に説明を求めました。

また、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表(損失の処分に関する書類(案)を除く。)は地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財務状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 損失の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。

- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 公立大学法人九州歯科大学の業務運営については、法令等に従って適正に実施されており、特に指摘すべき事項は認められません。また、中期目標の達成に向けた取り組みも実施されているものと認めます。
- (7) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規定に違反する重大な事実は認められません。
- (8) 内部統制システムの整備及び運用の状況について、特に指摘すべき事項は認められません。特に、公的研究費に関する不正防止については、体制を整備したうえで適切に実施されており、特に指摘すべき事項は認められません。

以上